主 文

本件申立を棄却する。

理 由

本件申立理由は、別紙昭和二八年九月一〇日付裁判の解釈を求める申立書と題する書面記載のとおりである。

しかし、刑訴五〇一条にいわゆる「裁判の解釈について疑があるとき」とは、判決主文の趣旨が明瞭でなく、その解釈につき疑義がある場合をいうものであることは、当裁判所の判例の示すところである。しかるに本件申立の理由は、右の場合に当らないことが明らかであつて、本件申立は不適法であるから棄却すべきものである。

よつて裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二八年九月三〇日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	霜	Щ	精	_
裁判官	栗	Щ		茂
裁判官	小	谷	勝	重
裁判官	藤	田	八	郎
裁判官	谷	村	唯一	郎